小型家電

1 対　象

家庭で使用した電気・電子機器（携帯電話、照明器具、プリンター、電子レンジなど）やその付属品（ケーブル類、リモコン、アダプターなど）が対象となります。

回収できないもの

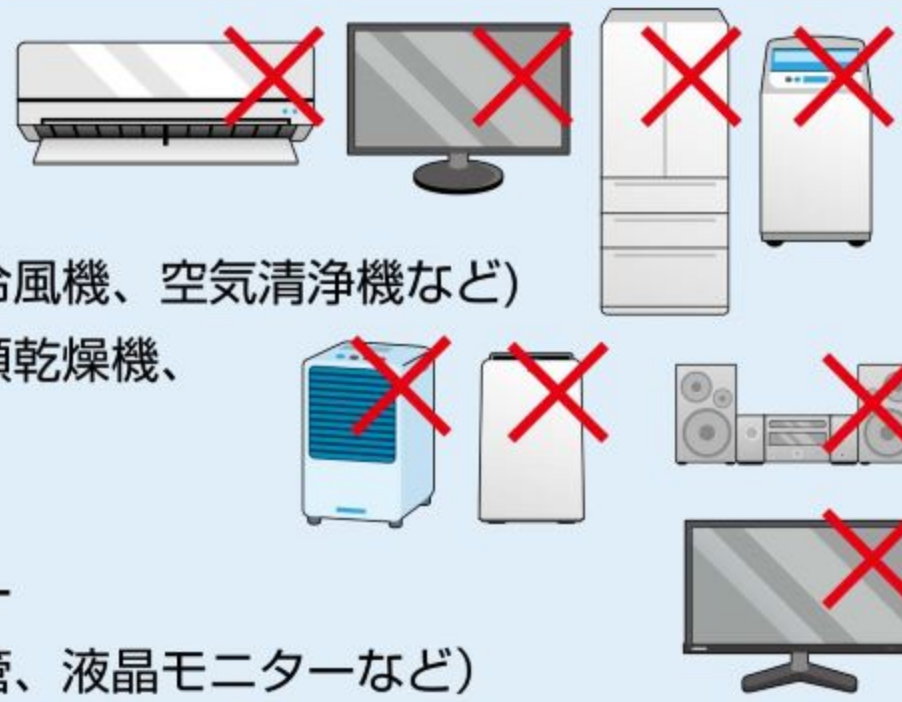

・フロン（冷媒）の入った製品
　（フロンの入っている除湿器、冷風機、空気清浄機など）
・テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、
　冷蔵庫・冷凍庫（家電４品目）
・便座
・電子たばこ・モバイルバッテリー
・パソコン用モニター（ブラウン管、液晶モニターなど）

2 排出方法

税務住民課の窓口までご持参ください。

・受　付：火曜日・木曜日（祝日は除く）
・時　間：午前8時30分から午後5時00分まで
・処理料：無料

3 出し方の注意

・電池内蔵の物は、電池を必ずはずしてください。
・製品の箱やケースなどは回収できませんので取り除き製品のみ出してください。
・個人情報等が入っているものを出す際は、データの削除をしてから出してください。
・プリンターを出す際は、インクカートリッジを取り外してから出してください。
・パソコンについては、パソコンメーカー若しくは以下のお問い合わせ先でも回収が可能です。

※PCリサイクルマークが付いているものは、メーカーが無料で回収します。
※対象、リサイクル料金、回収方法などは、各メーカーにて異なります。
※パソコンモニター(液晶・ブラウン管)は、小型家電としては取扱いができません。
　各メーカー及び下記のお問い合わせ先にて回収を申し込みください。
　（お問い合わせ先：一般社団法人パソコン3R推進協会 http://www.pc3r.jp）

PC リサイクル

家電4品目

家電リサイクル法が施行され、テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫が専門にリサイクルされることになりました。

◆次の4品目は、町で収集、処理はできませんので、購入先または家電販売店などに相談してください。

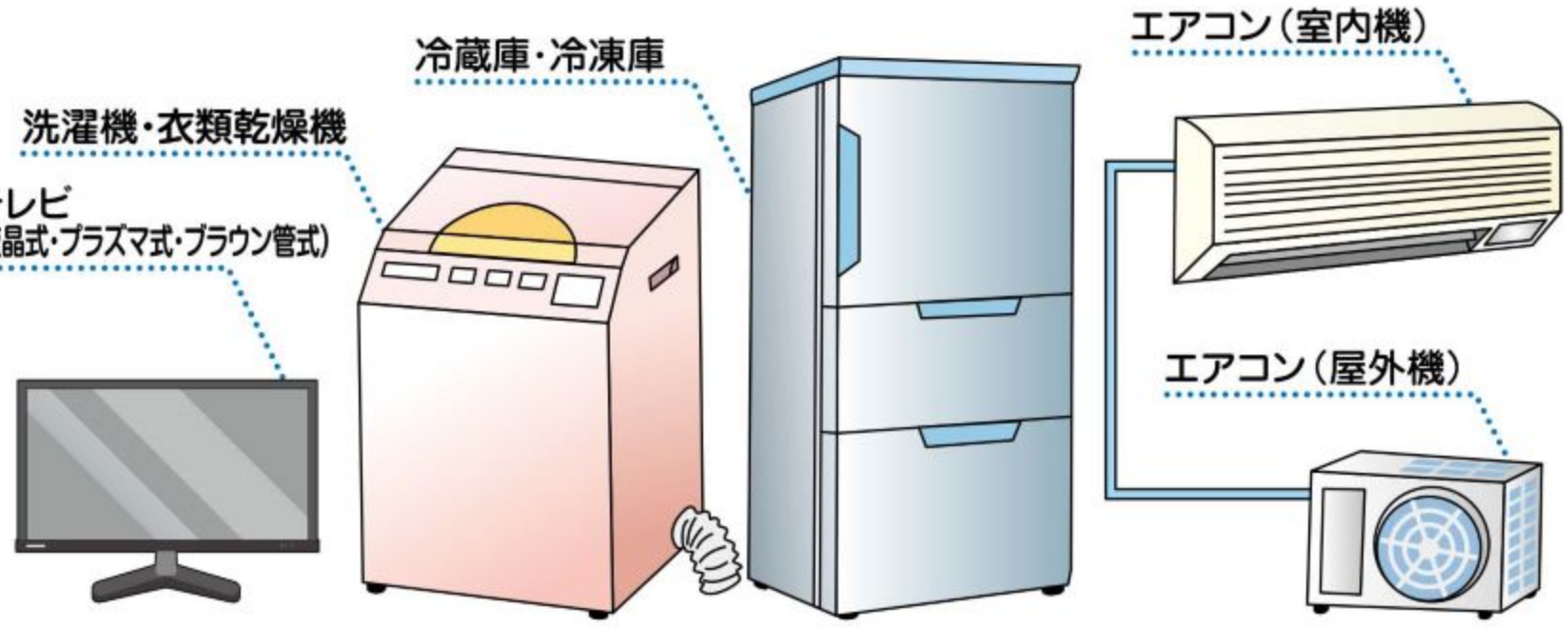

排出者（消費者）

使った人 ＝ 費用を支払う人

- ●適正な引渡し
- ●収集・運搬・再商品化等（リサイクル）にかかる費用の支払い

小売業者（家電販売店）

使った人 ＝ 収集・運搬をする人

- ●自らが過去に販売した対象機器の引取り
- ●買い替えの際に引取りを求められた対象機器の引取り
- ●家電メーカー等への対象機器の引取り

製造業者等（家電メーカー等）

使った人 ＝ リサイクルをする人

- ●自らが過去に製造・輸入した対象機器の引取り
- ●引き取った対象機器の再商品化等（リサイクル）

管理票（家電リサイクル券）によって、引渡しを確実にします。